

## 鳥取県県土整備部「三者協議」実施要領

### 1 目的

土木工事においては、設計者、施工者及び発注者（以下「三者」という。）が各種情報を共有し、設計思想を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、工事の手戻りの防止、当該工事の品質確保を図ることが重要である。このため、三者による協議（以下「三者協議」という。）を実施し、その活用を図ることを目的とする。

### 2 三者協議対象工事

原則として、現場条件が特殊であるなど設計思想を詳細に伝達する必要があると認められる工事で（１）に掲げるものを対象とし、（２）のとおり三者協議について現場説明書に明記などする。

#### （１）対象とする工事

- ア 鳥取県土木工事監督基準にある重点監督工事（別紙１）
- イ 工事施工中に問題が発生した工事
- ウ その他発注者が必要と認めた工事

#### （２）現場説明書（特記事項）への明記等

- ア （１）のア及びウの工事は、あらかじめ現場説明書に明記し、施工者へ周知する。
- イ （１）のイの工事は、発注者発議の指示書により、施工者へ三者協議の実施を指示する。

### 3 三者協議の実施方法

（１）開催時期は、原則として工事着手前で、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。ただし、それ以外にも施工中の現場状況など必要に応じてその都度開催できるものとする。

（２）日程等三者間の調整は、発注者が行う。

（３）参加者は、次に掲げる者を基本とする。ただし、必要に応じその他の関係者を参加させることができるものとする。

- ア 設計者：設計担当技術者、管理技術者等
- イ 施工者：現場代理人、主任技術者等
- ウ 発注者：調査職員及び監督員

#### 4 費用の負担

(1) 三者協議の開催に係る費用は、発注者が負担するものとする。施工者及び設計者の費用は、次に掲げるとおりとする。

ア 施工者に対する費用：工事費（請負代金額）に含まれるため計上しない。

イ 設計者に対する費用：

(ア) 積算方法

打合せ：主任技師0.5人／回、技師（A）0.5人／回を標準とする。

旅費交通費：実費

諸経費、技術経費：計上しない

(イ) 三者協議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

(2) 予算は、当該事業予算の委託料により執行するものとする。したがって、三者協議の開催を想定している事業にあつては、必要な予算を計上するものとする。

(3) 三者協議に係る費用の支払は請求書による支払とし、支払に当たっての手続は別紙のフロー図を参考に実施するものとする。

なお、小額の場合であっても、決裁及び説明用に見積書及び請書を受領すること。

#### 5 実施にあたっての留意事項

(1) 会議で使用する資料は安易に新しく作成することなく、既存の設計成果品を活用し、発注者の責任において作成すること。

(2) 打合せ記録簿は、発注者が作成し、三者が内容を確認し、押印すること。

(3) 会議の結果、設計図書の照査の範囲を超える作業が必要となった場合及び設計図書の訂正、変更又は追加調査が必要になった場合は、工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドラインにより適正な対応を行うこと。

(4) 会議の結果、問題が発覚した場合は、三者が十分協議のうえ適切な対応を図ること。

(5) 経費の見積り受領に当たっては、行程など旅費の確認を行うこと。

#### 6 施行期日

この要領は、平成23年3月1日から施行する。